

承認第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 6 号

おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る
固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例につい
て

おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定
資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定
めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条
第1項の規定により専決処分する。

令和 3 年 3 月 3 1 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が
適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和3年総務
省令第32号）に伴い、課税免除の適用期間の延長を行うため専決処分
するものである。

おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る
固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定
資産税の特別措置に関する条例（平成30年おいらせ町条例第4号）の
一部を次のように改正する。

第2条中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「起
算して5年を経過する日」を「同月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。